

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する「経営の透明性」、「アカウンタビリティの向上」および「シンプルな経営」をコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。そのため、当社は、独立した社外取締役・社外監査役を積極的に任用し、透明性の高いガバナンス体制の確立と適時適切な情報開示に取り組んでおります。

<基本方針>

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、すべての株主の実質的平等性の確保に配慮し、株主の適切な権利行使に資するべく、ポジティブであるかネガティブであるかを問わず、適時適切に情報を開示し、提供しております。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協働が必要であることを認識し、役員および社員が当社の行動規範に則り行動するとともに、各種の社会的課題の解決に、お客様と“共に”積極的に取り組むことで、ステークホルダーから信頼される会社となることを目指すものとします。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づき、四半期ごとに会社の財政状態、経営成績等の財務情報を開示し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって重要と判断される非財務情報についても、ウェブサイト、ニュースリリース等、適時適切な方法で積極的に発信していくものとします。

(4)取締役会等の責務

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、企業戦略として原則3年ごとに中期経営計画を策定しております。社外取締役、社外監査役による客観的かつ中立的で、実効性の高い監督体制を構築するなど、業務執行取締役の職務執行に対する評価・監督を行っております。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社側からの情報提供のみならず、株主・投資家との意見交換をより一層図るべく、IR体制を強化し、株主や投資家からの取材、会話の申し込みに対し、積極的に応じていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-1. 株主の権利の確保】

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適時かつ正確な情報開示など、適切な対応に努めております。

補充原則3

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。また、会社法において認められている少数株主権については、当社の「株式取扱規則」でその権利行使手続を定めており、少数株主の権利行使の確保に十分配慮しております。なお、株式取扱規則は当社コーポレートサイトにて公表しております。

<http://home.saison.co.jp/ir/stock/sharehandlingregulations.html>

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会が最高意思決定の場であることを十分認識し、株主の意思が経営に反映される場となるよう、より多くの株主が株主総会に出席できる開催日や開催場所等の設定など、株主が議決権を行使しやすい環境の整備に努めております。

補充原則1

当社では、株主総会において株主が適切な判断を行うことができるよう、決算短信の早期開示を行っております。また、株主総会の招集通知に関しましては、発送の法定期日より1週早い、株主総会の3週前の発送を行うとともに、TDnetや当社コーポレートサイトへの掲載をしております。

補充原則2

原則1-2補充原則1に記載のとおり、株主総会招集通知の早期発送に努め、また、TDnetや当社コーポレートサイトへの掲載による公表を行っております。

補充原則3

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日を設定することに努めております。

【原則1-4. 政策保有株式】

～政策保有株式として上場株式を保有する場合の方針および議決権行使における基準について～

<政策保有に関する方針>

当社は、協業関係の維持強化、取引拡大、新商品展開等による将来のシナジー創出等の可能性があり、当社企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益につながると思われる企業の株式を、政策保有目的で保有することがあります。また、政策保有株式については、投資先企業ごとに、保有に伴う便益やリスク、資本コスト等も考慮のうえ、その保有の合目的性及び合理性に関し、縮減の可能性も含め、年1回の検証を行ってまいります。

<議決権行使に関する基準>

当社は、短期的な株主利益を求めるものではなく、投資先企業を取り巻く事業環境等を理解し、議案ごとに、投資先企業の効率かつ健全な経営、当該投資先企業及び当社の企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案し、議決権を行使することとしております。特に、発行会社の議案が発行会社の企業価値または株主としての当社の利益を毀損する場合、発行会社において重大なコンプライアンス上の問題が存している場合には、慎重に判断することとしております。

補充原則1

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、その取引の妨害等を行っておりません。意向を受けた場合の当社株式の売却等にあたっては、株式市場や株主の利益に与える影響等を考慮し、政策保有株主と協議の上、適切な方法にて実施することとしております。

補充原則2

当社は、「職務権限規則」により、決裁基準を定め、任命した決裁者、決裁機関にて、取引の規模、内容に応じて、取引の経済合理性も含め、内容を精査し取引の開始、継続を決裁しております。なお、決裁基準は、当社株式の保有の如何に依らないものとしております。

【原則1 - 5. いわゆる買収防衛策】

当社は大規模買付けルールを導入しており、当報告書 - 1. 「大規模買付けルール(買収防衛策)の導入の有無」に詳細を記載しております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

～取引の重要性やその性質に応じた適切な手続と枠組みについて～

当社は、「業務に係わる決裁基準」および「金銭に係わる決裁基準」を定めており、関連当事者間取引については、独立第三者間取引と同様、当該基準に則り、取締役会等での審議を行っております。更に、関連当事者間取引の中でも、当該基準上取締役会決議事項となる取引については、取締役会での審議に先立ち、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会において審議するものと定めております。

【原則2 - 1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社は、経営理念として、「ミッションステートメント」「ビジョン」「目指すべき企業像」「SISCO WAY」を定め、当社コーポレートサイトに公表しておりますのでご参照ください。

http://home.saison.co.jp/company/basic_policy.html

【原則2 - 2. 会社の行動準則の策定・実践】

原則2 - 1をご参照ください。

補充原則1

当社では、全社集会等の機会を活用し行動規範である「SISCO WAY」の周知を行い、社員一人一人の行動に具体的に反映されるよう努めております。

【原則2 - 3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について、社内で検討のうえ対応に努めております。

補充原則1

当報告書 - 3. 「ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」に社会貢献および環境保全の取組みについて記載しております。

【原則2 - 4. 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

当社は、当社の将来に渡る持続的な成長のために、これまで以上に多様な人材の活躍が必要であるものと認識しており、能力と職務適正を基準とする採用、登用を行うとともに、多様性への理解を促すセミナーの実施等に取り組んでおります。

報告書提出日現在、当社グループでは日本を除く外国籍の社員は9%、女性取締役は1名となっております。

【原則2 - 5. 内部通報】

当社では、社内においてはコンプライアンス担当部門、社外においては提携顧問弁護士を内部通報窓口として設置しており、また、内部通報者の取扱いについては当報告書 - 「内部統制システム等に関する事項」に詳細を記載しております。

補充原則1

原則2 - 5を参照ください。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金においては、適切な維持管理を行うために、社外の専門会社に運用を委託しております。

当社は、運用機関に対するモニタリング等の機能を発揮できるよう、適切な資質を持った人材の任用に努めております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 経営理念や経営戦略、経営計画について

当社は、経営方針の根幹となる目指すべき企業像を定め、原則として3ヶ年単位の中期経営計画を策定し、中期経営ビジョン、中期重点施策を掲げています。これらは当社のコーポレートサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<http://home.saison.co.jp/ir/management/businessplan.html>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について

当報告書 Iの1「基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について

取締役の報酬は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、役位ごとの役割の大きさや責任の範囲で定められた基本報酬と業績連動報酬とで構成しております。業績連動報酬については各期ごとの全社業績指標の達成進捗率に連動させ、更に事業ごとの重点施策等の執行状況等を勘案し、当社業績に対する個人ごとの評価を実施し、支給額を算出しております。社外取締役については、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。また、取締役の報酬等の決定に際しては、指名・報酬委員会の審議を経ることとしております。なお、指名・報酬委員会は、現在、社外取締役4名と代表取締役1名により構成されており、社外取締役が議長を務めております。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補を指名を行うに当たっての方針と手続について

取締役・監査役候補の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選出し、優れた人格、豊富な経験・見識、高い経営(監査)能力を有する候補者を取締役会で決定しております。また、取締役・監査役候補の指名については、指名・報酬委員会の審議に基づき取締役会で決定するものとしております。現職の業務執行取締役の解任(解職)については、その職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反があった場合に、指名・報酬委員会の審議に基づき取締役会で決議し、必要に応じ、株主総会に付議するものとしております。

(v)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名について 取締役・監査役の個々の選任理由は、株主総会招集通知に記載いたします。

補充原則1

当社は、株主をはじめとするステークホルダーからの理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。この考えに基づき、上記の情報開示に当たっても、わかりやすい記述を行うよう努めております。

補充原則2

当社は、「株主構成」、「事業のグローバル化」という二つの側面に鑑み、海外投資家比率の増加または事業のグローバル展開の進捗に応じて、海外投資家に対しても公平な情報提供を行うため、英語でのIR情報の開示を一部実施し、また、今後の充実を検討してまいります。

【原則3 - 2. 外部会計監査人】

当社では、監査役会やコーポレートサービス部門等が、外部会計監査人と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人が適正な監査を行える体制確保に努めております。

補充原則1

()外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。外部会計監査人の候補選定及び評価を行っております。

()外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。

なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

補充原則2

当社では、外部会計監査人が適正な監査を実施できるよう、十分な情報連携を行っております。当報告書 - 2(b)「監査状況」に詳細を記載しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

当社では会社の目指すところとして、経営理念を定め議論を経て経営戦略および経営計画を策定しております。詳細は原則3 - 1()をご参照ください。

補充原則1

当社は、業務執行の決定等を行う取締役会の決議事項を「取締役会規則」にて規定しております。また、「業務に係わる決裁基準」および「金銭に係わる決裁基準」に従い、設備投資や契約等の業務、金銭項目ごとに、金額規模等に応じて、代表取締役社長、事業部長・センター長に決定を委ねています。

補充原則2

当社では、中期経営計画を策定し、開示しております。詳細は弊社コーポレートサイトをご参照下さい。

<http://home.saison.co.jp/ir/management/businessplan.html>

補充原則3

最高経営責任者等の後継者計画に関しましては、指名・報酬委員会において、計画の策定・運用、後継者の候補者の育成等について審議し、取締役会に提言してまいります。委員会の詳細は原則4-10をご参照ください。

【原則4 - 2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、決議すべき事項については、それぞれの取締役が独立した客観的な立場で多角的かつ十分な検討を行っております。

補充原則1

報酬制度に関しましては、指名・報酬委員会で十分に審議し、取締役会で決定してまいります。委員会の詳細は原則4 - 10をご参照ください。

【原則4 - 3. 取締役会の役割・責務(3)】

当社では、ガバナンス委員会、指名・報酬委員会の設置や内部統制の仕組みの構築、運用を通じて、取締役会の役割が十分に果たされるよう施策を講じるとともに、人事に関しましては、指名・報酬委員会での審議、提言も踏まえて決定しております。

なお、各委員会の詳細は、原則4 - 10を、内部統制の仕組みは当報告書 - 1(b)「整備状況」をご参照ください。

補充原則1

経営陣幹部の選解任に関しましては、指名・報酬委員会で審議してまいります。委員会の詳細は、原則4 - 10をご参照ください。

補充原則2

取締役社長の選解任に関しましては、指名・報酬委員会で審議してまいります。委員会の詳細は、原則4 - 10をご参照ください。

補充原則3

最高経営責任者である取締役社長の解任の手續に関しましては、指名・報酬委員会で審議をするものとしております。委員会の詳細は、原則4 - 10をご参照ください。

補充原則4

当社は内部統制システムの基本方針を取締役会で定め、実行しております。詳細は、当報告書 - 1(b)「整備状況」をご参照ください。

【原則4 - 4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

当社の監査役は、経営および関連分野における見識と専門性を持ち、独立した立場で監査役としての責務を果たしています。

補充原則1

当社では、すべての監査役が社外監査役であり、十分な独立性を保有しているものと考えております。また、情報収集については、コーポレートサービス部門にて適宜協力をいたしております。

【原則4 - 5. 取締役・監査役等の受託者責任】

株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行っています。

【原則4 - 6. 経営の監督と執行】

当社では、業務の執行とは一定の距離を置く独立社外取締役を中心に組織する、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置しております。委員会の詳細は、原則4 - 10をご参照ください。

【原則4 - 7. 独立社外取締役の役割・責務】

当社では、独立社外取締役から、客観的な立場で経営に対する助言を受け取締役会での審議および決議を行っております。また、経営陣幹部の選解任に関しましては、独立社外役員を中心に構成する、指名・報酬委員会にて審議を行っております。委員会の詳細は、原則4 - 10をご参照ください。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役9名のうち、独立社外取締役は4名となっております。また、当社は、経営の透明性・公正性を確保していくことを目的として、主に独立社外取締役で構成される、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置しております。各委員会の詳細は、原則4 - 10をご参照ください。

補充原則1

独立社外取締役は、見識と経験を持って、積極的な意見や提案を通じて取締役会に貢献しており、情報交換・認識共有の方策に関しましては、必要に応じて対応を検討いたします。

補充原則2

独立社外取締役は、それぞれの責務・役割に応じて必要な連絡、調整を行っており、また、必要に応じて関連部門が連携を支援しております。役割の決定をはじめとする体制整備に関しましては、必要に応じて対応を検討いたします。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当報告書 II の【独立役員関係】をご参照ください。

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

当社では、独立社外取締役を主な構成員とするガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置しております。

<ガバナンス委員会>

ガバナンス委員会は、独立社外取締役1名、独立社外監査役1名および有識者1名で構成され、取締役会の諮問に基づき以下の事項を審議します。

- ・当社と関連当事者の取引等に関する事項
- ・取締役の利益相反を伴う事項のうち、委員会が必要と判断した事項
- ・他必要事項

<指名・報酬委員会>

指名・報酬委員会は、社外取締役4名および取締役社長1名で構成され、議長を社外取締役として、以下の事項を審議し取締役会に提言します。

- ・取締役、監査役および代表取締役の選解任
- ・取締役社長の後継者計画の策定・運用
- ・取締役の報酬等
- ・他必要事項および取締役会の諮問事項

補充原則1

任意の仕組みの活用としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置しております。委員会の詳細は原則4 - 10をご参照ください。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各事業分野への専門的な見識を持つ業務執行取締役と、企業経営・IT・法務・財務会計などの多様な専門性を有する社外取締役および監査役で構成されています。

なお、取締役のうち、2名は海外勤務経験者、1名は女性社外取締役であります。また、監査役のうち、1名は弁護士であります。

補充原則1

取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方にしましては、原則 3 - 1 () および原則4 - 1をご参照ください。

補充原則2

当報告書 II の【取締役関係】と【監査役関係】の会社との関係をご参照ください。

補充原則3

当社は、取締役会の実効性を高め、中長期的に企業価値を向上させることを目的として、取締役会全体の実効性の分析および評価を行うことを、手段も含め検討してまいります。

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役は、社外取締役も含め、自身の高い専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っています。

補充原則1

当社では、取締役会に際して、会議資料の事前配布、事前のスケジュール決定、など取締役が十分な準備を可能とするともに、議案の調整等により各議案が十分に審議されるよう、運営を行っております。

【原則4 - 13. 情報入手と支援体制】

取締役および監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料の提供を依頼し、担当する部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。

補充原則1

社外取締役を含む取締役および社外監査役を含む監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料の提供を依頼し、担当する部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

補充原則2

業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っております。

それに伴い生じる費用は、取締役や監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しております。

補充原則3

監査部における監査結果および社員へのインタビューにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等については、適宜取締役や監査役へ報告がなされています。報告された問題点等については、取締役会や監査役会から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っております。

【原則4 - 14. 取締役・監査役トレーニング】

取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、これまでに培った高度な専門性、見識を持ち、かつ研鑽に努めております。

補充原則1

取締役および監査役は、それぞれの役割・職務を担うために必要な高度な専門性、見識を持つために選任されております。なお、当社独自の仕組み等に関しては就任時および随時事業別に説明の機会を設けるなど、役割・責務を果たすために必要な情報提供に努めるほか、当社の事業に関する理解を深めるトレーニングを検討してまいります。

補充原則2

社外取締役・社外監査役を新たに迎える際には、当社の属する業界・当社の歴史・事業概要・財務情報・組織等について研修を行っております。新任取締役候補者・新任監査役候補者に対しては、必要に応じて外部機関等を活用し、求められる役割・責務等に関する研修を実施しております。また、取締役・監査役が、必要な知識を習得し、且つその知識を適切に更新できるよう、外部セミナー・勉強会への参加、並びに外部団体への加入等を推奨しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役社長、経営企画担当部門長、技術担当取締役等が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・技術戦略・財務情報について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR（インベスター・リレーションズ）活動を展開しております。

対話内容についてはコーポレートサービス部門等と連携し、取締役会にて報告を行っております。また、アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を開催し、決算情報・適時開示資料・有価証券報告書等の法定開示資料に加えて、報告書や決算説明会資料等の自主制作IR資料を当社コーポレートサイトへ掲載することにより、投資家の投資判断に資する情報公開を実施しています。

個人投資家からのお問合せについては、電話、メール等の手段により、IR担当者が積極的に対話に臨んでおります。なお、対話に際しては、インサイダー取引防止規程に従い、インサイダー情報の適切な管理を図っております。

株主の皆様との対話を統括する部門として経営推進部を指定しております。

補充原則1

当社は、株主総会を重要な対話の場として位置づけ、代表取締役、取締役が説明およびご質問への回答を行っております。

補充原則2

当報告書 - 2「IRに関する活動状況」に詳細を記載しております。

補充原則3

毎年3月末日および9月末日時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、適宜、実質的な株主の把握に努めております。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画を策定し、売上高、営業利益等目標値を定め、当社ホームページ等で開示しています。合わせて、決算説明会等を通じ、計画達成に向けた具体的な施策を説明しています。

また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢および経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社クレディセゾン	7,588,000	46.84
イーシーエム エムエフ	4,488,800	27.71
イーシーエムマスタートファンドエスピーブイワン	857,028	5.29
株式会社インテリジェントウェイブ	500,000	3.09
セゾン情報システムズ社員持株会	360,312	2.22
大日本印刷株式会社	307,500	1.90
株式会社みずほ銀行	196,000	1.21
協和青果株式会社	171,700	1.06
株式会社三菱UFJ銀行	80,000	0.49
富士通株式会社	80,000	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

(2)大株主の状況に関する補足説明

1. イーシーエムマスタートファンドエスピーブイワンは、当社株式を対象として2015年2月10日から2015年3月24日の間に行った公開買付の結果、同社は当社の株式857千株(議決権比率5.29%)を保有いたしました。

2. エフィッシモキャピタルマネジメントピーティーイーエルティーディーから、平成27年3月30日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、2015年3月24日現在で5,345千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川野忠明	他の会社の出身者											
鈴木孝一	他の会社の出身者											
吉田雅彦	他の会社の出身者											
屋代浩子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

川野忠明	○	元株式会社野村総合研究所顧問	同氏は長年にわたり株式会社野村総合研究所の経営に携わっており、その経験を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言をいただいております。引き続き就任いただくことが、取締役会の意思決定に関する客観性・適正性確保およびコーポレート・ガバナンスの向上に繋がると判断したため、社外取締役として選任しています。また、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
鈴木孝一	○	元株式会社大和総研ホールディングス顧問	同氏は長年にわたり大和証券株式会社および株式会社大和総研においてシステム企画・開発・品質管理に携わられた後、大和証券株式会社および株式会社大和総研において取締役及び大和証券グループシステム最高責任者を務めており、その経験を通じて培ったシステム開発及び品質管理並びに企業経営に関する経験と見識を基に、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適時適切な助言が行えるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
吉田雅彦	○	元日本HPファイナンシャルサービス株式会社代表取締役社長 元日本ビューレット・パカード株式会社取締役相談役	同氏は長年にわたり外資系企業の実務を歴任され豊富な経験と幅広い見識を有しており、IT業界における豊富な知見および幅広いネットワークならびに企業経営に関する経験と見識を基に、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適時適切な助言が行えるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
屋代浩子	○	——	同氏は長年にわたり金融業での業務経験、および自ら起業した会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しています。同氏がその経験を通じて培った豊富な知見ならびに企業経営に関する経験と見識を基に、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、取締役会の意思決定を行う上での適時適切な助言が行えるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、社外取締役4名および取締役社長1名で構成され、議長を社外取締役として、以下の事項を審議し取締役会に提言します。
・取締役、監査役および代表取締役の選解任
・取締役社長の後継者計画の策定・運用

- ・取締役の報酬等
- ・他必要事項および取締役会の諮問事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査計画、監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人との情報交換を随時行うなど緊密な連携を図っております。また、会計監査人の監査にあたって、監査役は会計監査人の往査に立会う、監査講評会に出席し報告を受ける等、監査役、会計監査人が連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

内部監査部門である監査部は、内部監査における監査方針、監査計画、監査結果を代表取締役、監査役へ報告を行い、監査の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三谷宏雄	他の会社の出身者							○		○				
三宅信一	他の会社の出身者													
小川憲久	他の会社の出身者													
小林隆博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三谷宏雄		元株式会社クレディセゾン企画部長 元株式会社キュービタス経営管理部長	同氏は、多彩な業界の経験・知識と幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な意見や指摘がいただけると判断したため、社外監査役として選任しています。

三宅信一	○	元三井物産株式会社理事情報産業本部 情産業務部長	同氏の長年にわたるIT・エレクトロニクス分野における業務執行・経営を通じて培われた企業経営に関する経験と見識を、当社監査に活かせるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
小川憲久	○	———	同氏の弁護士としての経験・専門的な見識を、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かせるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。
小林隆博	○	元株式会社リコー経理本部事業支援部長	同氏は、長年にわたり株式会社リコーにおいて主に海外における事業企画及びマーケティングに携わられた後、同社の経理本部事業支援部長及び複数社の取締役又は監査役を務められており、豊富な経験と幅広い見識を有しています。同氏がその経歴を通じて培ったグローバル事業展開及び企業経営に関する経験と見識を、当社監査に活かせるとともに、一般株主をはじめとしたステークホルダーと利益相反の生じる恐れがなく、かつ独立役員としても要件を満たしていることから、同氏を独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営について経験と見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場にて当社の経営全般に適切な助言と提言ができることを基準としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現時点ではインセンティブの付与に関する施策を実施しておりませんが、今後の状況に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、以下の要領にて役員報酬の総額を開示しています。

(役員報酬の内容)

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(a)取締役(社外取締役を除く)

定款又は株主総会決議に基づく報酬 5名 98,267千円

(b)社外役員

定款又は株主総会決議に基づく報酬 8名 51,161千円

口. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」において、以下のとおり役員の報酬等の額の決定に関する方針を開示しています。
株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。
当社は役員報酬規程及び内規において、役員の基本報酬の決定・改定・減額等の方針及び役員賞与の決定等の方針について定めております。これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役への情報伝達は取締役会事務局である経営企画担当部門が担当しています。取締役会の招集にあたっては資料の事前送付を行い、重要と思われる議案についてはさらに事前説明を行う等審議に必要な情報を伝達するよう努めています。また、取締役会議案に関連する事項についての情報収集の依頼の際にも、取締役会事務局が窓口となって対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a)業務執行機能

当社は、取締役会を毎月開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けております。目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの中期経営計画を取締役会にて決議し、中期経営計画から全社、各部、各社毎にブレーク・ダウンした年度事業計画の策定を行い、代表取締役による月次レビューにて事業計画の業績管理と各部の業務執行状況の確認を行っております。当社は、「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌または担当する部門の業務の能率的運営および責任体制を確立しております。また、経営会議を設置し、組織の横断的課題を協議し、各部門の業務執行を円滑化しています。取締役会の任意の諮問機関として、当社のコーポレートガバナンスや経営の状況を少数株主の視点をもって確認し、経営判断に至るプロセスの適正性について、取締役会に助言を行うことを目的としたガバナンス委員会を設立し、関連当事者との取引について、その適正性(公正性)の確認および、取締役の選任および解任、役員報酬等について、その適正性を確認しております。

(b)監査状況

内部監査は、監査部長1名と部員4名から構成される監査部が担当しております。各年の監査方針により策定された年度監査計画に基づき、子会社を含む各部門に対し、代表取締役の命令または承認を得て監査を実施しております。監査結果は被監査部門長に講評した後に代表取締役、監査役へ報告を行っております。改善勧告事項がある場合には、被監査部門に業務改善回答書を提出させ、監査部は部門の業務改善計画と実行状況をフォローアップすることにより実効性の高い内部監査を行っております。

監査役は、業務監査として、月次の取締役会、経営会議及び代表取締役による各部門、子会社の月次レビュー等その他社内的重要会議に出席し、または取締役等に対して個々に聴取しながら、取締役による経営状況ならびに組織各部門の業務執行状況、取締役会の意思決定及びその運営手続きなどについて監査し、また会計監査として、財務報告体制、会計処理、計算書類などの適法性などについて監査し、また会計監査人により定期的に報告を受け、監査を実施しております。

監査役は4名で、うち監査役三宅谷雄氏は、株式会社キュービタス経営管理部長の経験により、監査役三宅信一氏は、トライネット・ロジスティクス株式会社(現三井物産グローバルロジスティクス株式会社)の監査役と三井物産株式会社の理事情報産業本部情報業務部長の経験によりビジネスに対する理解や経営について相当程度の知見を有しております。監査役小川憲久氏は弁護士の資格を有しているほか、一般財団法人ソフトウェア情報センター理事としてソフトウェアプロダクトに関する調査研究に従事しており、情報サービス産業に関する財務及び会計について相当程度の知見を有しております。監査役小林隆博氏は、株式会社リコー経理本部事業支援部長の経験により、財務及び会計について相当程度の知見を有しております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、期中及び期末に監査を実施しております。会計監査人の監査にあたって、監査役は会計監査人の往々に立会い、監査役、監査部長は、監査講評会に出席し報告を受ける等、監査役、監査部長、会計監査人が連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

なお、これらの監査結果等は内部統制部門に適宜連携され、毎月開催している内部統制報告会等において報告、意見交換がなされております。

(業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人)

石川 喜裕、川口 泰広 [有限責任監査法人トーマツ所属]

継続監査年数は全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他10名であります。

(監査報酬の内容)

会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額は37百万円であります。また、これ以外の報酬の金額はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社の体制を採用しております。社外取締役2名と社外監査役4名が各自の経験や見識に基づいた監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。当社が現状の体制を採用している理由は次のとおりです。

・当社は、監査役候補の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選任し、優れた人格、豊富な経験・見識、高い監査能力を有する候補者を取締役会で決定しており、それら監査役が豊富な経験と幅広い見識及び専門的な見地に基づき監査業務を執行し、今までに現体制における問題は生じていないため。

・当社の規模では、経営執行と業務監督を分離することは必ずしも効率的な体制ではなく、業務執行取締役を主体とする取締役会において、業務

執行を決定するとともに、取締役会が監督機能も有するものとする(取締役は相互監視義務を負う)方が、よりコーポレート・ガバナンス機能を発揮することができるため。

・当社の業態では、複数年にわたる業務も多く、監査の継続性という観点から、株主総会において解任されない限り、4年間の任期がある監査役による監査の方が、任期が1年の監査等委員よりも実効的な監査が期待できるため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が株主総会に参加しやすいように、集中日を回避して設定しております。なお、直近の定時株主総会は2018年6月21日に開催し、前年は2017年6月22日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用し、議決権を行使しやすい環境を整備しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページにて公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家を対象に、年2回(上半期、決算期)、当該期間における決算概況および中期経営計画の進捗状況についてIR担当部門長に加え、代表取締役社長自身が説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書等の法定開示資料に加えて、報告書、決算説明会資料等の自主制作IR資料を掲載することにより、投資家の投資判断に資する情報公開を目指しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当部門である経営推進部がIRを所管し、個別取材の対応や、弊社の事業活動・財務状況に係る質問について回答しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、情報システムの企画から運用・保全にわたる全事業活動から生まれる多様な価値を通じて、豊かで暮らしやすい社会づくりに貢献することを目指しています。この思いは同時に、お客様や株主の皆様、お取引先や地域社会等私たちを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様に対する社会的な責任(CSR)を果たすことにつながっています。環境への取り組みとしては、資材・エネルギー削減、ペーパーレス化、省エネルギーに配慮したデータセンターの運営、リサイクル・リユースといった活動を行い、IT教育支援への取り組みとして、全国高等学校プログラミングコンテスト協賛をしています。その他にも、ドネーションプログラムの導入やスポーツ・文化活動支援への取り組みを行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(a) 基本的な考え方

当社は、会社法第362条第5項の定めに基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制」すなわち内部統制システムの整備に関する基本方針を定めています。

本大綱に基づき、内部統制システムを整備し、不断の見直しによりその改善をはかり、もって効率的で適法な企業体制を維持していくことを基本的な考え方としています。

(b) 整備状況

1. 法令遵守体制

当社の取締役会は、当社及び当社グループの内部統制システムの基本方針を決定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令遵守体制の整備に努めています。当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、コンプライアンスの基本方針・体制を定める「コンプライアンス規則」を制定しています。コンプライアンスを統括する最高責任者を社長とし、社長はコンプライアンス業務推進の総指揮を執っています。また、コンプライアンス担当部門を設置し、同部門が全社的なコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括し、法令遵守教育の実施、法令遵守意識の醸成、守るべきルールの周知徹底を実施しています。社内通報窓口をコンプライアンス担当部門、社外通報窓口を顧問弁護士とし、社内外からのコンプライアンスに係わる通報制度を確立しています。当該通報については、通報者個人が不利益を受けないことを明確にしたうえで、社外通報窓口の顧問弁護士については、当社に匿名で通報できるようにし、匿名性を担保しつつ、より通報し易い環境を整備することを心がけております。監査役会、監査役及び内部監査等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しています。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等と適宜協議し、助言を受けています。当社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行っています。

2. 情報管理体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、「職務権限規則」に基づき決裁された起案文書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書化（電子文書を含む）し、「文書管理規程」の規定に従い、適切に保存・管理・廃棄を行っています。また、機密情報、個人情報などの情報資産については「情報セキュリティ基本方針」のもとに定められた規程等により適切に管理・保護されています。

3. リスク管理体制

当社は、経営、風評、財務、法務、事業、災害、人、品質、社内情報システム等のリスクを総合的に管理するため、経営企画担当部門を主管とし、「リスク管理規程」を定め、これらリスクを特定・評価したうえで、必要な予防・軽減策を講じ、当社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っています。当社は、特定の顧客の動向、特定の商品への依存、事業部門において推進中の大規模・重要プロジェクト、事業収益上の課題等を事業リスクととらえ、取締役会や代表取締役による月次レビューにおいて業務執行状況を確認し、リスクマネジメント課題に対応しています。情報システム障害、情報セキュリティ事故、開発プロジェクトリスク等を信用につながるリスクととらえ、「品質方針」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」を定め、これらの方針の下、品質向上担当部門は、規程、細則、ガイドライン等を整備し、各部門におけるマネジメントシステムの運営を統括しています。開発プロジェクトリスクに関しては、品質向上担当部門を主管とし、顧客提案時およびプロジェクトの要所たるマイルストーンにおいて、技術力・プロジェクト管理能力に秀でた社員から構成されたプロジェクトの第三者レビュー制度を運用し、取締役・事業部長が出席する重要会議での報告・承認と連動させて、実効性あるプロジェクトリスクコントロールを行っています。販売・製造・購買等の業務プロセスにおけるリスクに関しては、調達・営業管理担当部門を主管とし、「営業管理規程」「購買管理規程」「業務プロセスマニュアル」等に基づき、各部門の業務プロセスを統制します。各部門が取引先と交わす契約リスクに関しては、コンプライアンス担当部門を主管とし、「契約管理規程」等に基づき、契約締結に至る折衝、締結書面等を統制します。事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、災害リスク等が現実化した場合、「危機管理規程」等に基づき、緊急事態に対応する体制を早期に構築し、被害最小化・拡大防止対策、二次被害防止対策、復旧対策の早期立上げ策等に当たる体制を整備します。取締役は、万一、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会、監査役会に報告を行います。

4. 職務の効率性確保体制

当社は、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、取締役は、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けています。目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの中期経営計画を取締役に決定し、中期経営計画から全社、各部、各社毎にブレーク・ダウンした年度事業計画を策定し、代表取締役による月次レビューにより、事業計画の業績管理と各部門の業務執行状況の確認を行っています。また、経営会議を設置し、事業部長を始めとする組織の横断的課題を合議し、各部門の業務執行を円滑化しています。

「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした社内規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌または担当する部門の業務の効率的運営並びに責任体制を確立しています。

5. グループ管理体制

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、各グループ会社のガバナンス及びモニタリングに関する事項等を定める「子会社等管理規則」を定め、これに則った運営を行っています。当社は、当社の取締役または社員をグループ会社の取締役、監査役として指名し、また、経営企画担当部門の担当者が各グループ会社の取締役会にオブザーバーとして出席し経営状況のチェックを行っています。

子会社に対しては、当社の代表取締役による月次レビューにて各社の業務執行状況を毎月確認するとともに、当社の内部監査部門による子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しています。また、万一、法令等に違反またはそのおそれが高い事例を発見した場合の通報手段として、各グループ会社も利用可能な内部通報制度を整備しています。

6. 監査役サポート体制

当社は、内部監査部門から監査役の職務を補助すべき適正な知識、能力を有する使用人を1名以上監査役補助使用人として発令します。当該使用人は、内部監査業務と監査役補充業務を兼務しますが、監査役からの指揮命令権が優先します。監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得て実施しています。

7. 監査役への報告体制

当社の監査役は、取締役会に出席し、また、常勤監査役は代表取締役による各部門・子会社の月次レビュー、経営会議等の重要会議に出席し、業務執行を担当する取締役及び使用人から、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧しています。また、電子決済等の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧しています。また、内部監査部門の実施する内部監査の報告を受けています。当社の取締役及び使用人は、当社及びグループ全体に著しい損害を

及ぼすおそれのある事実、あるいは取締役・使用人の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した場合はその事実について、監査役に対し速やかに報告します。

8. 監査役監査の実効性確保体制

当社の監査役は、代表取締役、会計監査人との意思疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換を行っています。職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができます。さらに、当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査の報告を受け、連携をします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは一切関係を持たず、不当な要求等には一切応じない旨を、「コンプライアンス規則」の中で定め、全社員を対象とするコンプライアンス研修を実施することで、その周知徹底と浸透を図っています。

反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集等に努め、新規取引先に関しては事前に、継続取引先に関しては定期的に、反社会的勢力が否かの調査を行っています。反社会的勢力による不当要求等に対しては、担当部署を定め警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に強い弁護士とも顧問契約を締結し、適切に対応できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2014年5月15日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月12日開催の当社第45期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが(以下、更新した大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。)、旧ルールの有効期間が満了したため、2017年6月22日開催の第48期定時株主総会における承認を得て当社の大規模買付ルール(以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。))を更新いたしました。

以下はその概要です。

本ルールの詳細につきましては、2017年5月17日発表資料(ウェブサイト

<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1475565>)をご覧ください。

1. 本ルール導入の目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。))を策定し、買収がルールに従って行われない場合や当社の企業価値又は株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるようにいたしました。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えています。大規模買付ルールは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止すると共に、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本ルールの概要

(1) 本ルールの適用対象

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、[1]当該買付者を含む株主グループ(以下、「大規模買付者グループ」といいます。))の議決権割合を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、[2]当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者(以下、[1]及び[2]の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。))です。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の目的等の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

(3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間(但し、当社取締役会は、この期間を30営業日を上限として延長することができます。)(以下、「分析検討期間」といいます。)、外部専門家の助言を受けるなどしながら、分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(5) 本ルールの適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

(6) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、又は、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、法令及び定款に適合し、状況に応じ最も適切と判断した対抗措置(新株予約権無償割当てによる場合を含みます。))を発動することがあります。

(7) 特別委員会における検討・勧告等の手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、事前に、大規模買付ルールに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様へ開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。

また、当社取締役会は、[1]特別委員会が、対抗措置の発動に関して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、[2]大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利

益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

(8) 株主及び投資家の皆様への影響

本更新時点においては、新株予約権無償割当て等には行われませんので、株主の皆様の権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

また、対抗措置を発動する場合にも、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）が権利関係又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、証券取引法および東京証券取引所の定める規則を遵守し、当社および当社グループ各社に係る情報を適時・正確かつ公平に株主・投資家の皆様に開示いたします。

また、株主・投資家の皆様が当社グループへの理解を深める上で有用と判断される情報についても積極的に開示いたします。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、経営企画担当部門長が「情報取扱責任者」を担当し、経営推進部が適時開示等の情報開示の専任部門となり、適時開示に関する事務手続きを行っております。また、同部門は当社役員、部門長等を構成メンバーとする主要な会議体の事務局と子会社等の関連事業の管理を担当しており、主要会議体の報告等を通じて重要情報の収集、集約を行います。

また、「インサイダー取引管理規程」に基づき総務担当部長が「情報管理責任者」を担当し、総務部がインサイダー取引管理の専任部門となり、各部門長、子会社社長が担当する「情報管理担当者」と連動して、重要情報の漏洩防止、インサイダー取引の規制・指導を行います。

「情報取扱責任者」は各部門、各社より収集、集約した重要情報について、「情報管理責任者」と情報共有の上、適時開示規則等に基づき開示の要否、時期、方法について判定します。開示の要否の判断、または開示資料の作成、開示内容の検討にあたっては必要に応じ、監査法人、弁護士、主幹事証券会社等の意見を聴取し正確かつ公平な情報開示に努めております。

適時開示を要すると判断された情報は、代表取締役社長へ報告、協議の上、取締役会へ付議され、開示内容について決議・承認を経た上で、情報開示担当部門である経営推進部によって開示されます。なお、発生事実で緊急を要する開示については、当該事実の所轄部門と「情報取扱責任者」、「情報管理責任者」、代表取締役社長等にて協議の上、開示を行い、後日取締役会に報告されます。

情報の開示は、取締役会承認後遅滞無く「TDnet」を利用して行い、必要に応じて東京証券取引所内の記者クラブへ資料配布すると同時に、当社ホームページへ掲載する等積極的な開示を行っております。

【経営監視機能】

